

一時帰休の措置がとられた場合における算定基礎届の提出について

4月・5月・6月に一時帰休による休業手当等を受けた場合についての算定基礎届の提出については次のとおりとなります。

1 提出時（7月1日から7月10日の間）の状況で算定基礎届を提出します。

① 算定基礎届提出時に既に一時帰休の状況が解消している場合

4月・5月・6月のうち一時帰休による休業手当等を受けた月を除き、残りの報酬月額で平均で提出していただくことになります。

なお、4月・5月・6月のすべての月において一時帰休による休業手当等を受けている場合は、従前の標準報酬月額で提出していただくことになります。

② 算定基礎届提出時に一時帰休の状況が解消していない場合

4月・5月・6月の報酬月額の平均で提出していただくことになります。

2 9月1日の状況を確認し、必要に応じ算定基礎届を取消し、再度提出していただくことになります。

① 上記1の①で算定基礎届を提出したが、8月より一時帰休になり、9月1日までに解消しない場合

⇒既に提出した算定基礎届を取消し、4月・5月・6月の報酬月額の平均で提出していただくことになります。

② 上記1の①で算定基礎届を提出したが、8月より一時帰休になり、9月1日までに解消した場合

⇒特に何もする必要はありません。

③ 上記1の②で算定基礎届を提出したが、9月1日までに解消した場合

⇒既に提出した算定基礎届を取消し、4月・5月・6月のうち一時帰休による休業手当等を受けた月を除き、残りの報酬月額の平均で提出していただくことになります。

④ 上記1の②で算定基礎届を提出したが、9月1日までに解消しない場合

⇒特になにもする必要はありません。

※届書の備考欄には、必ず一時帰休を開始した月（○月より一時帰休）や一時帰休の解消した月日（○月○日一時帰休解消）を記入してください。

なお、一時帰休の取扱いが生じた場合には健康保険組合までお問い合わせください。

一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合の標準報酬月額について(事例表)

○…一時帰休に伴う休業手当等が支払われなかった月
●…一時帰休に伴う休業手当等が支払われた月

☆…一時帰休解消
★…一時帰休未解消

△…固定的賃金変動(通常給与月)
▲…固定的賃金変動(一時帰休月)

項番	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	定時決定の 算定対象月	随時改定月	改定事由	休業手当等を含む標準 報酬月額の該当・非該当	備考
1	○	○	○	●	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	5, 6月			非該当	
2	○	○	○	●	●	●	☆	○	○	○	○	○	○	従前等級で算定			非該当	
3	○	○	○	●	●	●	★	○	○	○	○	○	○		①7月改定 ②11月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消	7月から該当 11月から解消	
4	○	○	○	○	●	●	★	○	○	○	○	○	○	4, 5, 6月	11月改定	一時帰休解消	9月から該当 11月から解消	7月に休業手当等を含んで定時決定を行った後、8月に一時帰休が解消のため、11月改定を判断。
5	○	○	○	○	●	●	★	●	○	○	○	○	○		①8月改定 ②12月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消	8月から該当 12月から解消	8月改定により、定時決定非該当。
6	○	○	○	○	○	●	★	●	○	○	○	○	○	4, 5, 6月	12月改定	一時帰休解消	9月から該当 12月から解消	
7	○	○	○	○	○	●	★	●	●	●	●	●	○		9月改定	一時帰休	9月から該当	9月改定により、定時決定非該当。
8	○	○	○	○	○	○	★	●	●	●	●	●	○	4, 5, 6月	10月改定	一時帰休	10月から該当	
9	○	○	○	○	○	○	★	●	○	○	○	○	○	4, 5, 6月			非該当	
10	○	○	○	●	○	●	★	●	○	○	○	○	○	4, 5, 6月	12月改定	一時帰休解消	9月から該当 12月から解消	
11	○	○	○	●	○	●	★	●	●	●	●	●	●		9月改定	一時帰休	9月から該当	9月改定により、定時決定非該当。
12	○	○	○	○	●	○	★	●	●	○	○	○	○	4, 5, 6月	1月改定	一時帰休解消	9月から該当 1月から解消	7月に休業手当等を含んで定時決定を行った後、10月に一時帰休が解消のため、1月改定を判断。
13	○	●	▲	●	●	●	★	●	●	○	○	○	○	4, 5, 6月	①5月改定 ②1月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消、 賃金変動	5月から該当 1月から解消	
14	●	●	▲	●	●	●	★	○	○	○	○	○	○	4, 5, 6月	①4月改定 ②11月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消、 賃金変動	4月から該当 11月から解消	3月の賃金変動は8月を起算月として11月改定を判断。
15	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	従前等級で算定	①4月改定 ②11月改定	①一時帰休 ②一時帰休	4月から該当 9月から解消 11月から該当	7月解消によって9月から通常の標準報酬月額(従前)。7月の通常給による定時決定の後、8月から一時帰休となり11月改定を判断。

項番	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	定時決定の 算定対象月	随時改定月	改定事由	休業手当等を含む標報 月額額の該当・非該当	備考
16	○	▲	○	●	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	5, 6月	6月改定	賃金変動	6月から該当 9月から解消	2月の賃金変動は3月が起算月となって6月改定を判断。6月改定事由が「賃金変動」のため、一時帰休解消による改定の対象外。
17	○	△	●	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	4, 5, 6月	5月改定	賃金変動	5月から該当 9月から解消	2月の賃金変動により、5月改定を判断。5月改定事由が「賃金変動」のため、一時帰休解消による改定の対象外。
18	○	○	○	▲	●	●	★	●	○	○	○	○	○		①7月改定 ②12月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消、 賃金変動	7月から該当 12月から解消	7月改定により、定時決定非該当。4月の賃金変動は9月を起算月として、12月改定を判断。
19	●	●	▲	●	●	●	☆	○	○	○	○	○	○	従前等級で算定	①4月改定 ②10月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消、 賃金変動	4月から該当 9月から解消	3月の賃金変動は7月を起算月として、10月改定を判断。
20	●	●	●	▲	○	○	☆	○	○	○	○	○	○		①4月改定 ②8月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消、 賃金変動	4月から該当 8月から解消	4月の賃金変動は5月を起算月として8月改定を判断。
21	○	○	○	△	●	●	★	○	○	○	○	○	○		7月改定	賃金変動	7月から該当	4月の賃金変動は5・6月の休業手当等を含めて7月改定を判断。7月改定事由が「賃金変動」のため、一時帰休解消による改定の対象外。
22	○	○	○	▲	○	○	☆	○	○	○	○	○	○		8月改定	賃金変動	非該当	8月改定により、定時決定非該当。
23	○	○	○	▲	●	●	☆	○	○	○	○	○	○	従前等級で算定	10月改定	賃金変動	非該当	4月の賃金変動は7月を起算月として10月改定を判断。
24	○	○	○	▲	●	●	☆	○	●	●	●	●	●	従前等級で算定	①10月改定 ②12月改定	①賃金変動 ②一時帰休	10月から該当	4月の賃金変動は7月を起算月として10月改定を判断。9月から一時帰休のため、12月改定を判断。
25	●	●	●	●	○	▲	★	●	●	●	●	●	○	4, 5, 6月	4月改定	一時帰休	4月から該当	6月の賃金変動は、1月を起算月として4月改定を判断。
26	●	●	●	●	○	▲	☆	●	●	●	●	●	○	5月	①4月改定 ②10月改定 ③11月改定	①一時帰休 ②賃金変動 ③一時帰休	4月から該当 9月から解消 10月から該当	6月の賃金変動は、7月を起算月として10月改定を判断。7月の一時帰休解消による定時決定後、8月に一時帰休となったことから11月改定を判断。
27	●	●	●	▲	●	●	☆	○	○	○	○	○	○	従前等級で算定	①4月改定 ②10月改定	①一時帰休 ②一時帰休解消、 賃金変動	4月から該当 9月から解消	4月の賃金変動は7月を起算月として10月改定を判断。
28	●	●	▲	●	●	●	☆	●	●	●	●	○	○	従前等級で算定	①4月改定 ②10月改定 ③11月改定	①一時帰休 ②賃金変動 ③一時帰休	4月から該当 9月から解消 10月から該当	3月の賃金変動は7月を起算月として10月改定を判断。7月の一時帰休解消による定時決定後、8月に一時帰休となったことから11月改定を判断。
29	●	●	●	●	△	○	☆	●	●	●	●	●	●		①4月改定 ②8月改定 ③11月改定	①一時帰休 ②賃金変動 ③一時帰休	4月から該当 8月から解消 11月から該当	5月の賃金変動を踏まえて8月に通常の随時改定を判断。
30	●	●	●	●	△	○	☆	○	○	○	○	○	○		①4月改定 ②8月改定	①一時帰休 ②賃金変動、 一時帰休解消	4月から該当 8月から解消	